

国民健康保険の手続き

国民健康保険の加入・喪失にかかるお手続きは、下記の表のとおりです。該当する方は14日以内に届出をお願いします。

①共通して必要なもの

- ・国民健康保険資格取得・資格喪失届（窓口に備えています）
- ・個人番号の記載に必要なもの（通知カードなど個人番号のわかるもの）
- ・マイナンバーカードなどの身元確認書類

②国民健康保険の加入手続き

ご退職やご家族の扶養から外れるなど、前の保険の資格を喪失し国民健康保険に加入する場合、前の保険の資格を喪失した日（資格喪失日）以降に加入手続きにお越しください。

加入するとき	届出に必要なもの
三宅村に転入してきたとき	転入手続きのときにお申し付けください
職場の健康保険をやめたとき、家族の扶養を外れたとき	前の健康保険をやめた証明書（健康保険資格喪失証明書など）
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
お子様が生まれたとき	戸籍の手続きを行ってください

③国民健康保険の喪失手続き（やめる手続き）

国民健康保険を喪失する（やめる）手続きは、自動的には行われません。次のようなときは、三宅村の国民健康保険を喪失する手続きをしてください。

資格の喪失日は、届出日ではなく、異動のあった日もしくはその翌日になります。

喪失するとき（やめるとき）	届出に必要なもの
勤務先の健康保険に加入したとき	新しく加入した医療保険の資格が確認できる書類を持参し資格喪失届を提出 三宅村から発行した資格確認ができる書類を返却
三宅村で国民健康保険に加入していた方が、ほかの市区町村に転出したとき	転出の手続き時に、資格喪失届を提出 三宅村から発行した資格確認ができる書類を返却
生活保護を受けはじめたとき	生活保護開始決定通知書を持参し資格喪失届を提出 三宅村から発行した資格確認ができる書類を返却

※加入者が死亡したときは、戸籍の届出（死亡届）により自動で喪失手続きされます。

※世帯主が死亡したことにより国保加入の方の世帯主が変わるのは、医療保険資格の切替が必要となります。新しく世帯主となることができる方が2人以上いらっしゃる場合は、新しい世帯主を決定してから医療保険資格の書換をすることになります。

④手続きができる方

- ・本人または、同居の家族（住民票が一緒の方に限ります。）
- ・代理人（委任状と代理の方の本人確認ができるものをお持ちください。）

⑤手続きをする場所

- ・三宅村役場 村民課保険係（三宅村阿古497番地 TEL 04994-5-0904）

※国民健康保険を喪失してから、三宅村の医療保険資格を使用しますと、あとで国民健康保険から支払われた医療費をお返しいただきますのでご注意ください。（勤務先の健康保険に加入して新しい医療保険資格が発行されるまでの間に国民健康保険の医療保険資格を使用した場合など）